

愛知県観光協会ナイト観光促進事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 愛知県内への観光客のさらなる呼び込みを図ることを目的に支援金を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者は、愛知県内で第3条に掲げる事業を実施するものであって、募集要項「1. 応募資格」に該当するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 宗教的又は政治的宣伝意図をもって事業を行う者
- (2) 暴力団又は暴力団員が役員となっている法人、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人

(支援対象事業)

第3条 支援金の交付の対象となる事業は、支援事業決定以後に実施される新規事業であり、主として愛知県外の観光客が愛知の夜の魅力を体験することができる事業（以下「ナイト観光事業」という。）で、以下のいずれかのものとする。

- (1) 夜景観光事業（夜景観光ツアー、イルミネーション等）
- (2) ナイトショー事業（音楽、演劇等、舞台芸術事業）
- (3) ナイトカルチャー事業（伝統芸能や地場の産業技術を用いて愛知や日本の文化を体験・発信する事業、アニメ・漫画などのポップカルチャーイベント等）

(支援対象経費)

第4条 支援金の交付の対象となる経費は、前条に規定する支援事業の実施に要する経費のうち、次の(1)から(3)に記載するものを対象（以下「支援対象経費」という。）とする。但し、消費税及び地方消費税の額は支援対象経費から除く。

(1) 夜景観光事業

- ア 会場、設備、観光バス等の使用に関する経費
- イ 事業運営に必要となる人件費
- ウ 印刷に係る経費
- エ 広告・宣伝に係る経費（支援事業を紹介する内容に限る）
- オ 委託費

(2) ナイトショー事業

- ア 会場、設備の使用に関する経費
- イ 音楽、演出等に係る経費
- ウ 舞台上で使用する物品の借上げ料及び運搬費
- エ 事業運営に必要となる人件費
- オ 印刷に係る経費
- カ 広告・宣伝に係る経費（支援事業を紹介する内容に限る）

キ 委託費

(3) ナイトカルチャー事業

- ア 会場、設備の使用に関する経費
- イ 演出に係る経費
- ウ 演出等に利用する物品の借上げ料及び運搬費
- エ 事業運営に必要となる人件費
- オ 印刷に係る経費
- カ 広告・宣伝に係る経費（支援事業を紹介する内容に限る）
- キ 委託費

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、支援対象経費の2分の1以内とし、1事業につき1,000,000円を上限とし、全事業者に支払う支援金の総額は4,000,000円を上限とする。

2 第1項で算出した支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(事務局)

第6条 愛知県ナイト観光促進事業は、一般社団法人愛知県観光協会が事務局となって運営を行う。

(事業計画書及び収支予算書の提出)

第7条 支援金の交付を受けようとする者は、愛知県ナイト観光促進事業計画書（様式第1-1号）及びナイト観光促進事業収支予算書（様式第1-2号）を事務局が指定する日までに、事務局に提出しなければならない。

(事業審査等)

第8条 事業の審査は、事業の実現性、継続性及び新規性並びに事業実施の効果等を踏まえ、事務局が行うものとする。

2 事務局は、支援金を交付するのが適当であると認める事業者に対し、その額を内定し、通知する。

(支援金の交付の申請)

第9条 前条第2項の規定による内定の通知を受けた者（以下「支援事業者」という。）は、愛知県ナイト観光促進事業支援金交付申請書（様式第2-1号）並びに要件確認申立書（様式第2-2号）を事務局が指定する日までに、事務局に提出しなければならない。

(支援金の交付の決定及び通知)

第10条 事務局は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、支援額を決定し、当該支援事業者に通知するものとする。

(支援事業の内容等の変更承認申請等)

第11条 支援事業者は、支援事業に要する経費の配分または支援事業の内容の変更(次条に定める軽微な変更該当する場合は除く。)にあつては、愛知県ナイト観光促進事業支援金経費配分(内容)変更承認申請書(様式第3号)を、支援事業の中止又は廃止の承認申請にあつては、愛知県ナイト観光促進事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を事務局に提出しなければならない。

(軽微な変更及び支援金の交付の条件等)

第12条 前条経費の配分における軽微な変更とは、支援対象経費の20パーセント以内での経費の変更とする。

2 前条支援事業の内容における軽微な変更とは、支援対象経費の20パーセント以内での経費の変更で、かつ当初の事業内容との同一性が認められる範囲内の内容の変更とする。

3 ナイト観光事業の経費の使用方法に関する事項として、次に掲げる条件を附する。

(1) 支援金は第4条に規定する経費に充当しなければならない。

(2) 支援金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、ナイト観光事業に関するすべての関係書類とともに、支援事業を完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(3) ナイト観光事業の執行状況に関して、調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

(支援金の交付の申請の取下げ)

第13条 支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、支援金交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、愛知県ナイト観光促進事業支援金交付申請取下承認申請書(様式第5号)を事務局に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げ承認があつたときは、当該申請に係る支援金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(実績報告)

第14条 支援事業者は、当該事業が完了したとき(ナイト観光事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業の完了した翌日から起算して30日以内に、愛知県ナイト観光促進事業実績報告書(様式第6号)を、事務局に提出することにより報告しなければならない。ただし、報告書の提出は令和2年3月13日(金)までを期限とする。

(検査等)

第15条 事務局は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容に関する審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る支援事業の成果が支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか確認するものとする。

(支援金の交付)

第16条 事務局は、前条の規定による支援金額の確定後、当該支援金を交付するものとする。

2 前項の規定により支援金の交付を受けようとする支援事業者は、愛知県ナイト観光促進事業支援金交付請求書(様式第7号)を、事務局が指定する日までに提出しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第17条 支援事業者は、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産を、事務局の承認を受けないで、支援金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、支援金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して事務局が認めた場合は、この限りでない。

2 支援事業者は、前項に規定する財産の台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は事務局が別に定める。